

(仮称) 弘前市空き家・危険家屋の活用・適正管理等に関する条例（骨子案）に対するパブリックコメントの結果について

募集期間：平成26年5月26日～平成26年6月16日

応募件数：3件 ※ただし、意見等の内容が読み取れないものについては公表しないこととします。

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
1	持参	市内に住所がある人	P10 勧告→命令→公表→代執行の場合、行政側（権力側）が一般市民へ「防犯」及び「倒壊・雪など」の危険性とは言え、十分に説明しないと反発が多いと思います。	ご意見のとおり、やむを得ず、勧告等の措置に踏み切る場合は、然るべき手続きを踏まえた上で、市民等に誤解の無いよう、措置に至った経緯及び理由を十分説明していきたいと思います。
2	郵送	市内に住所がある人	<p>骨子案が早急に可決される事を期待しています。</p> <p>土地が官地の場合はどうなるのか。自分の場合は岩木川河川に有る家物ですが、昨年の雪にて建物が半壊しており、見るにつれ、ストレスが溜まって来ます。</p> <p>岩木川的环境・衛生も、雪や雨等によりどんどん悪くなると思います。家族で毎日悩んでいます。良い解決方法が無いのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後は、パブリックコメント及び骨子案をもとに条例の制定に向けた作業を進めていきます。</p> <p>条例の施行により、早期の段階から適正管理を所有者へ働きかけ、所有者による自主解決がこれまで以上に進むよう取り組んでまいります。また、管理不全状態の悪化を防止するため、所有者等による危険防止措置を取ることができないと認められる場合には、安全措置での対応も踏まえた対策が講じられるよう努めてまいりたいと考えております。</p>